



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *69 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- *70 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 1
- *71 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 7
- *72 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会)..... 7
- *73 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 8

規 則

和歌山県規則第69号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第24条の2第1項第3号ウの規則で定めるもの) 第5条の3の4 条例第24条の2第1項第3号ウに規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる寄附金とする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金</u>	(条例第24条の2第1項第3号ウの規則で定めるもの) 第5条の3の4 条例第24条の2第1項第3号ウに規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる寄附金とする。 (1)～(5) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の第5条の3の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成30年4月1日以後に支出する同条第6号に掲げる寄附金について適用する。

和歌山県規則第70号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成27年和歌山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請手続) 第2条 <u>条例第5条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</u></p> <p>(通知手続) 第3条 <u>県税事務所の長は、条例第5条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知しなければならない。</u></p>	<p>(申請手続) 第2条 <u>条例第6条の規定により不均一課税の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。</u></p> <p>(通知手続) 第3条 <u>県税事務所の長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による通知書により通知しなければならない。</u></p>

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

地方活力向上地域における 県税事務所長 様	税	課税免除 不均一課税	申請書 年 月 日
住所又は所在地 氏名又は法人名 ㊟ 法人の場合は 代表者氏名 ㊟ 生 年 月 日 個人番号又は法人番号 電 話 番 号			

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定の日		年 月 日												
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類		移転型・拡充型												
新設し、又は増設した 特別償却設備	事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無											
	年 月 日	円												
	年 月 日	円												
	年 月 日	円												
計		円												
同上特別償却設備の敷地である土地	取 得 年 月 日	特定業務施設着工 (取得)年 月 日	所 在 地	面 積										
	年 月 日	年 月 日		m ²										
	年 月 日	年 月 日		m ²										
	年 月 日	年 月 日		m ²										
	計				m ²									
各月末現在の従業者の数及び基準数値														
月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基 準 数 値
同上特別償却設備に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上特別償却設備以外に係る従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人
事業税課税免除の割合 ① / (①+②+③)										/				

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類」欄は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同条第1項第1号に該当する場合は「移転型」を、同項第2号に該当する場合は「拡充型」を○で囲むこと。
- 3 「新設し、又は増設した特別償却設備」欄及び「同上特別償却設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 4 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 5 「各月末現在の従業者の数及び基準数値」欄は、計画の種類が移転型の場合のみ記載すること。
- 6 「同上特別償却設備以外に係る従業者の数」欄には、新設し、又は増設した和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項に規定する特別償却設備を含む事務所又は事業所で当該特別償却設備に係る従業者以外の従業者の数を記載すること。
- 7 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 8 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて課税免除又は不均一課税の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 特定業務施設の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

(その1)

地方活力向上地域における 税 課税免除 通知書
不均一課税

新 (増) 設事業所		所在地				
		名 称				
地方活力向上地域等特定業務 施設整備計画の種類		移転型 ・ 拡充型				
事 業 税	事 業 年 度 (年)		年 月 日 ~ 年 月 日			
	区 分	基本税額	免除税額	差引納付税額		
	確 定 (修 正 ・ 更 正) 分	円	円	円		
	既 往 適 用 分	円	円	円		
	差 引 増 減	円	円	円		
不 動 産 取 得 税	区分	年度	納 税 通 知 書 番 号	基本税額	免除 ・ 軽減税額	差引納付税額
	家屋			円	円	円
	土地			円	円	円
県 固 定 資 産 税	年度	納 税 通 知 書 番 号	基本税額	免除 ・ 軽減税額	差引納付税額	
			円	円	円	
<p>年 月 日付けで申請のあった (決定した) 税 課税免除 不均一課税</p> <p>については、上記のとおり決定 (変更) したので、通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>						
お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)
(その2)

地方活力向上地域における 税 課税免除 不承認通知書
不均一課税

新(増)設事業所	所在地		
	名 称		
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の種類		移転型 ・ 拡充型	
税 目	税	納税通知書番号	
年度又は事業年度 (年)			
<p>年 月 日付けで申請のあった 税 課税免除 不承認通知書 については、 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成27年和歌山県条例 第68号)の規定に該当せず承認できませんので、通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の別記第1号様式及び別記第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

和歌山県規則第71号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則 (昭和47年和歌山県規則第98号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第14条 省令第10条の4第1項の規定により規則で定める図書又は書面は、申請の理由書並びに次の表の(ア)欄及び(イ)欄 (法第43条第2項第2号の場合にあっては、次の表の(イ)欄に掲げる図書を除く。)に掲げる図書のほか、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第43条第2項第2号に規定するものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる図書</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>表 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第14条 省令第10条の4第1項の規定により規則で定める図書又は書面は、申請の理由書並びに次の表の(ア)欄及び(イ)欄 (法第43条第1項ただし書の場合にあっては申請の理由書及び次の表の(イ)欄に掲げる図書を除く。)に掲げる図書のほか、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第43条第1項ただし書に規定するものにあつては、次の表の(イ)欄に掲げる図書</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>表 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(認定申請書及び添付図書)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 省令第10条の4の2第1項の規定により規則で定める図書又は書面 (いずれも法第43条第2項第1号に係るものを除く。) は、申請の理由書及び次の表の(ア)欄に掲げる図書のほか、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>表 略</p> <p>3 省令第10条の4の2第1項の規定により規則で定める図書又は書面 (いずれも法第43条第2項第1号に係るものに限る。) は、申請の理由書並びに前条第1項の表(ア)欄及び(イ)欄に掲げる図書とする。</p> <p>4 知事は、必要があると認めるときは、前3項に掲げるもののほか、必要な図書の提出を命ずることができる。</p>	<p>(認定申請書及び添付図書)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 省令第10条の4の2第1項の規定による認定申請書には、申請の理由書及び次の表の(ア)欄に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>表 略</p> <p>3 知事は、必要があると認めるときは、前2項に掲げるもののほか、必要な図書の提出を命ずることができる。</p>

別記第9号様式中「宅地造成等規制区域」を「宅地造成工事規制区域」に改め、「各権利者」の次に「及び道路維持管理者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第72号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則 (平成21年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
区分	事務	区分	事務
略		略	
7 条例別表第1第7項に規定する規則で定める事務	(1) 略 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) 第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。別表第2の6の項及び7の項において同じ。) の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	7 条例別表第1第7項に規定する規則で定める事務	(1) 略 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) 第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。別表第2の6の項において同じ。) の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
区分	事務	区分	事務
略		略	
6 略	略	6 略	略
7 条例別表第2教育委員会の部7の項に規定する規則で定める事務	(1) 減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 減免を受けている者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答		
8・9 略		7・8 略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県規則第73号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成29年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
区分	事務	区分	事務
1 略	略	1 略	略
2 条例別表第 1 の 1 の項(2)に規定する規則で定める事務	(1) 略 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。7 の項及び 8 の項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	2 条例別表第 1 の 1 の項(2)に規定する規則で定める事務	(1) 略 (2) 受給資格の認定を受けた者若しくはその保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。7 の項において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
3～7 略		3～7 略	
8 条例別表第 1 の 2 の項(5)に規定する規則で定める事務	(1) 減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 減免を受けている者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。